

一宮市観光協会公式ウェブサイト広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源確保のため、一宮市観光協会（以下「協会」という。）のウェブサイトへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 協会ウェブサイト 協会が運営する一宮市観光協会公式ウェブサイトをいう。

3 バナー広告 文字又は画像で表示された情報で、第9条第3項の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトにリンクするものいう。

(広告の種類)

第3条 協会ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする

(掲載基準)

第4条 掲載できる広告及び協会ウェブサイトへの広告掲載における広告主が指定するリンク先ウェブサイトの内容は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 協会としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に掲げる営業に関するもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (6) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (7) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (8) 求人広告及びこれに類するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 公序良俗に反するもののほか、掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告を掲載するページ、枠数及び掲載料等については、募集要項に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1年単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は、募集要項に定める。ただし、一宮市観光協会会長（以下「会長」という。）が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、協会ウェブサイト、一宮市公式ウェブサイト及び広報一宮で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告募集の申込み)

第8条 協会ウェブサイトへの広告掲載希望者は、一宮市観光協会公式ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）に広告案を添えて、会長の指定する期日までに提出しなければならない。

2 会長は、必要に応じて、広告掲載希望者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、一宮市観光協会広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

2 前項の規定によっても、広告掲載枠数を超えるときは、抽選によって掲載を決定するものとする。

3 協会は、前項の場合において、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に、一宮市観光協会公式ウェブサイト広告掲載可否決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、募集要項で定める。

2 広告主は、一宮市観光協会公式ウェブサイト広告掲載承諾書（様式第3）を協会に提出するとともに、指定期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、会長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は広告原稿を協会が指定する方法で自己の負担により作成し、指定期日までに提出するものとする。

2 協会は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先ウェブサイトについて、申込書の記載内容と相違していないこと、又は法令及びこの要綱の規定に違反していないことを確認するものとする。

- 3 協会は、前項の場合において、提出のあった広告原稿の内容及びリンク先ウェブサイトが、申込書の記載内容と相違し、又は法令及びこの要綱に違反していると認めるときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先ウェブサイトの修正を求めるものとする。

(広告主の責任)

- 第12条 広告主は、広告及びリンク先ウェブサイトの内容その他広告に関するすべての責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
 - 3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告等の変更)

- 第13条 広告主は、広告又はリンク先ウェブサイトを変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告又はリンク先ウェブサイトを変更しようとするときは、変更を開始しようとする日の2週間前までに、一宮市観光協会公式ウェブサイト広告等変更届(様式第4)(以下「変更届」という。)を協会に提出しなければならない。
 - 3 第11条第2項及び第3項の規定は、広告等の変更について準用する。この場合において「申込書」とあるのは「変更届」と読み替えるものとする。

(広告掲載の取消事由)

- 第14条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
 - (2) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
 - (3) 第11条第3項及び第13条第3項の規定による修正を広告主が行わなかったとき。
 - (4) 広告又はリンク先ウェブサイトの内容が、法令及びこの要綱の規定に違反していると認めるときで、第11条第3項及び第13条第3項の規定によっても解消されないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協会が掲載を適当でないと認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

- 第15条 広告主は、自己の都合により、協会ウェブサイトへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、書面により協会に申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 広告の掲載開始前において、広告主の責めに帰すことのできない理由により広告が掲載できなかったときは、納入された広告掲載料を還付する。

2 広告掲載期間中に、広告主の責めに帰すことのできない理由（次条第 1 項各号に掲げる理由を除く。）により広告が掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1 日当たりの広告掲載料の額（納入された広告掲載料を当初の広告掲載日数で除して得た額とする。）に掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前 2 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(免責)

第 17 条 協会は、次に掲げる理由により、協会ウェブサイトへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、通信回線の事故その他協会の責めに帰すことのできない非常事態が発生したとき。

(2) サーバ等の機器の保守又は工事を行うとき。

(3) 協会ウェブサイトへの広告掲載のため、一定時間（広告掲載の開始日又は変更日の午前 0 時から正午までの間とする。）調整を行うとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、協会ウェブサイトの運営を、1 か月当たり合計 24 時間を超えない時間停止したとき。

2 協会が、協会ウェブサイトへの広告掲載に関して、損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、広告掲載料を超えないものとする。

(審査機関)

第 18 条 第 9 条第 1 項の審査を行わせるため、一宮市観光協会広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 審査会の委員長は一宮市観光協会常任理事の一宮市経済部長をもって充てる。

4 委員は、一宮市観光協会理事のうちから会長が選任した理事をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 19 条 審査会は、必要の都度、委員長がこれを招集し、その会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、一宮市観光協会事務局で行う。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、協会ウェブサイトへの広告の掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。